

## 第7章 公共施設再配置計画(個別施設計画)

平成29年3月に、公共施設(建築物)の再編・再配置に向け、より具体的な方向性を第一次再配置計画として示しました。

令和3年2月には市有建築物全てを対象に、今後の対応方針を定めた「個別施設計画」の策定を完了したことから、個別施設計画を再編・再配置の具体的な計画に位置付け、進捗管理していきます。

### 1. 個別施設計画(建築物)

個別施設計画(建築物)の概要は以下のとおりです。

- ◆対象施設：全ての公共施設(建築物)：1,376施設  
現状の分析・評価等を行い、対策を決定、費用試算する施設：901施設  
簡易な記載とする施設(リストアップ等)：373施設  
インフラ系(公園のトイレや排水機場など)：102施設
- ◆計画期間：令和3年度から令和12年度(10年間)
- ◆記載内容：機能の方向性(継続、民営化、廃止、要検討)  
建物の対策(集約化・複合化、単独改築、長寿命化、民間譲渡、事後保全、解体・譲渡等、転用)  
実施時期

なお、第一次再配置計画の分類と個別施設計画の策定単位の対比表は以下のとおりです。

第一次再配置計画の分類と個別施設計画の策定単位の対比表

第一次再配置計画の分類	個別施設計画の策定単位
学校教育施設	(01) 学校施設・別添資料 (02) その他施設（学校教育）
生涯学習・文化施設	(03) 公民館・交流センター (04) 集会所 (05) 市民文化・コンベンション施設 (06) 図書館 (07) 博物館 (08) 隣保館 (09) その他施設（生涯学習・文化）
観光・レジャー施設	(10) 温泉保養・宿泊施設 (11) スキー場、キャンプ場 (12) その他施設（観光・レジャー）
産業振興施設	(13) 産業振興施設
体育施設	(14) 体育館・屋内運動場 (15) 運動場等付帯施設 (16) 大規模運動施設等 (17) 市民プール (18) その他施設（体育）
保健福祉施設	(19) 老人憩の家 (20) 高齢者福祉施設 (21) 障害福祉施設 (22) 保健センター (23) 保育所・認定こども園 (24) 児童館・児童センター (25) その他子育て支援施設 (26) 戸隠福祉企業センター (27) その他施設（保健福祉）
医療施設	(28) 病院・診療所
行政施設	(29) 本庁舎 (30) 支所 (31) 消防庁舎 (32) 消防団詰所 (33) 教職員・職員住宅 (34) 公文書館 (35) その他施設（行政）
市営住宅等	(36) 市営住宅等 (37) その他施設（公営住宅）
その他施設	(38) 駐車場 (39) 交通施設 (40) その他施設（その他）
オリンピック施設（再掲）	オリンピック施設（※）は、(05) 市民文化・コンベンション施設や(12) その他（観光・レジャー施設）、(16) 大規模運動施設等に記載しています。

（※）オリンピック施設：ビッグハット（若里多目的スポーツアリーナ）、エムウェーブ（オリンピック記念アリーナ）、ホワイトリング（真島総合スポーツアリーナ）、南長野運動公園長野オリンピックスタジアム、長野運動公園総合運動場アクアウイング、スパイラル（ボブスレー・リュージュパーク）

## 2. 市民合意形成に向けた取組

### (1) 施設の特性に応じた合意形成の手法

「屋外市民プール」「芋井地区」(※)における分析や取組を、他の施設群や他の地区における検討の参考として活用します。

利用者の範囲や地域の状況などから、大きく3つに公共施設を分け、市民合意形成手法を検討しながら、各施設の性質に応じた再編・再配置を進めます。

(※) 具体的な市民合意形成に向けた取組は資料編3をご覧ください。

#### ① 地域施設

主に地元の方が利用する地域施設は、地区ごとに施設の在り方を一定のエリアとして検討します。検討に際しては、市民ワークショップなどの合意形成のための手法を検討し、取組を推進します。

#### ② 広域施設

広く市域全体で利用する広域施設は、市民シンポジウムや利用者アンケートなどで市民の皆さまの声を聴き、将来の施設需要等を見据えながら取組を推進します。

#### ③ ブロック施設

市内の一定の範囲に配置されているブロック施設は、それぞれの施設の特性や立地に応じて、地域施設に加えて検討する施設と、広域施設と同様に推進する施設に分けて検討し、取組を推進します。

施設再編の方向性と合意形成手法



## (2)市民合意形成のための情報発信

公共施設の総量を縮減しながら施設のマネジメントを推進することは、施設利用者をはじめ市民の皆さまへの影響が想定されることから、公共施設の現状や課題などを市民と共有し、共通認識に立つことが重要であり、様々な機会を捉えて積極的に情報発信を行い、市民合意形成を図りながら再編・再配置を進めていきます。

### ① 出前講座

第一次再配置計画の策定に当たっては、平成27年9月から28年7月にかけて市内32地区の住民自治協議会へ出向いて出前講座を開催し、公共施設マネジメントの「総論」について説明しました。

今後は、各地区の施設に係る定量分析の結果や、小中学校への集約化シミュレーションなどの客観的なデータを示しながら、改めて「各論」の検討に移行していきます。

### ② 啓発リーフレット

長野俊英高等学校漫画研究部の協力を得て「マンガでわかる！公共施設マネジメント指針」を制作しました。また、平成28年度から作成しているマネジメント・ニュースレターを通し、取組の進捗等について積極的に情報発信していきます。

### ③市民シンポジウム等

前頁で示したシンポジウム・ワークショップの開催やアンケートの実施などについては、市民の皆さまが、利用者や地元住民としての立場だけでなく、納税者としての立場からも、行政と一緒に検討が行えるよう、それぞれの地域の特色や課題に応じた市民参加の手法を検討していきます。

マンガでわかる！長野市公共施設マネジメント指針



### (3)民間活力の導入

公共施設が提供するサービス分野において、民間施設による類似サービスと既に競合している分野もあります。類似するサービスを提供する民間施設が多数存在する分野については、今後は、行政が建物を保有せずに、民間施設との連携を促進するなど、民間活力を活用していきます。

また国(内閣府)は、「厳しい財政状況の中、公共施設等の整備等に多様なPPP(※1)／PFI(※2)手法導入の拡大が必要である」とし、導入を優先的に検討するための指針の中で、人口20万人以上の地方自治体はPPP／PFI手法の導入に関する「優先的検討規程」を平成28年度末までに定めるよう要請しました。

これを受け、本市では平成29年4月に「長野市PPP／PFI手法導入優先的検討方針」を、さらに平成30年4月には、「長野市PPP等活用ガイドライン」を策定しました。

本市はこれまでも、温湯温泉・湯一ぱれあでPFI手法を導入するとともに、指定管理者制度を積極的に導入するなど、民間事業者等が有する創意工夫やノウハウを活用し、行政サービスの質の向上を図っているところですが、今後、国の指針も踏まえPPP／PFIの導入を積極的に検討し、民間資金の活力や民間事業者のノウハウを活かした公共施設の整備や、より効率的・効果的な施設の維持管理を推進していきます。

行政が施設を保有したまま、民間事業者に事業運営に関する権利を長期間にわたって付与する「コンセッション方式」導入の検討や、施設整備事業の実施にかかる民間からの提案を積極的に受け入れる仕組みを検討していきます。

(※1) PPPとは、Public Private Partnership (パブリック・プライベート・パートナーシップ)の略で、行政と民間が協力して公共サービスを効率的に運営する手法のことで、官民パートナーシップ、官民連携とも呼ばれています。

(※2) PFIとは、Private Finance Initiative (プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)の略で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法です。PFIは、PPPの代表的な手法の一つです。